

八千代町防災行政無線（同報系）
操作卓更新工事

公募型プロポーザル実施要領

令和4年7月

八千代町

1. 事業の説明

(1) 事業概要

本町における現在の防災行政無線（同報系）設備は、平成16年度にデジタル化し運用を開始しましたが、17年間使用してきたことから操作卓設備の老朽化が進んでいること、また、今後予想されている大地震や異常気象に伴う豪雨などの大災害に対応した新たな情報伝達体制を構築するものである。

本事業実施にあってはシステムの構成・機器仕様などを含めた本工事実施に関する技術提案書の提出を求め、本町にふさわしい最も優れた成果が期待できる者を選定するプロポーザル方式を採用する。

(2) 事業方針

現行のデジタル式防災行政無線（同報系）操作卓設備を再整備するにあたり、本町として耐災害性の一層の向上、情報伝達手段の多様化・高度化を図ることとし、迅速かつ確実に防災情報を町民等に伝えることを基本とする。また、工事費（イニシャルコスト）の抑制に努めるとともに、運用開始後の維持管理経費（ランニングコスト）を中長期的な視点において検討のうえ提案すること。

(3) 事業名称

八千代町防災行政無線機能強化事業（以下「本事業」という。）

(4) 事業期間

契約確定日の翌日から令和5年3月20日まで

(5) 事業内容

「八千代町防災行政無線（同報系）操作卓更新工事 要求仕様書」のとおり

(6) 事業予算額（消費税及び地方消費税の額を含む）

総額 120,000,000円を限度とする。（維持管理費用は含まない）

(7) 事業の場所

八千代町役場、下妻消防署

2. プロポーザル参加資格

プロポーザルは次の全ての要件を満たす者が参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 防災行政無線設備の製造メーカーであること。
- (3) 八千代町の令和3・4年度競争入札参加資格者名簿に電気通信工事の登録があり、その総合審査評点が1,000点以上であること。
- (4) 主任（監理）技術者を専任で配置できること（工場での無線設備・機器の製作を除く）。
なお、配置する技術者は、参加表明書の提出のあった日において、当該者と3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (5) 八千代町から指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 自社で主要機器類の大部分を製造し、検査できる体制を整備していること。
電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項に定める点検事業者（登録点検事業者の資格を有するもの）の登録を受けていること。
- (7) 会社更生法に基づき、更生手続きの開始の申立がない者でないこと。
- (8) 民事再生法に基づき、再生手続きの開始の申立がない者でないこと。
- (9) 八千代町暴力団排除条例（平成23年12月22日八千代町条例第13号）を遵守し、町の契約等から排除する措置の対象となる者に該当しないこと。

3. 参加資格の喪失

参加表明書を提出した者が次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 本手続きにおいて提出した書類等に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき。
- (2) 本手続きの期間中（業者選定までの期間）に前項「2. プロポーザル参加資格」に示される項目のいずれかを喪失したとき。

4. 全体スケジュール

	内容	期日
1	公告	令和4年7月1日(金)
2	参加表明書受付、質問受付	令和4年7月1日(金) ～令和4年7月8日(金)
3	参加資格結果通知	令和4年7月11日(月) 発送予定
4	質問回答	令和4年7月13日(水) 予定
5	技術提案書等 提出期限	令和4年7月20日(水)
6	第一次審査	令和4年7月下旬
7	第一次審査結果通知	令和4年7月下旬
8	プレゼンテーション	令和4年8月2日(火)
9	選考結果通知	令和4年8月3日(水) 予定
10	仮契約締結	令和4年8月17日(水) 予定
11	本契約締結	令和4年9月 ※町議会承認により本契約

※スケジュールは現時点での予定であり、変更になる可能性がある。日程変更等が生じた際は提案者へ速やかに連絡する。また、不測の災害等が発生した場合にもスケジュールの変更が生じる可能性がある。

5. プロポーザル関係書類の配布

(1) 配布方法

ア. 八千代町役場 総務部 消防交通課

イ. 本実施要領及び参加表明書等は下記よりダウンロードできる。

八千代町公式ホームページ <http://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp/>

なお、参加表明者に限り、本庁舎内にある既存機器の状況を確認することができる。日時については本町担当者と調整をすること。

※社員証等の提示を求める場合がある。

6. 参加表明書の提出について

本事業のプロポーザルに参加する者は、次の書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア. 参加表明書(様式1)

イ. 会社概要書(様式2)

ウ. 導入実績書(様式3)

①会社として過去10年以内(平成24年度から令和3年度)に市町村デジタル防災行政無線システム等を施工した工事实績を記載すること。件数が多い場合は、関東総合通信局管内の実績を中心に記載すること。

②上記実績を証明する契約書の写しを添付すること。

エ. 配置予定技術者実績調書（様式4）

①現場代理人及び主任（監理）技術者の資格者証の写し

②配置予定の現場代理人及び主任（監理）技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証などの写し）

オ. 経営事項審査通知書の写し

カ. 建設業許可書の写し

(2) 提出期限

令和4年7月8日（金） 午後5時（必着）

(3) 提出方法

八千代町役場総務部消防交通課 防災危機管理室に持参するか、新型コロナウイルス感染防止対策により郵送も可とする。

窓口の受付時間：開庁日の午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時を除く）

(4) 参加資格審査結果通知

参加表明書を提出したすべての者に対し、参加資格審査結果通知を送付する。

参加資格審査結果通知発送予定日：令和4年7月11日（月）

7. 質問書の受付及び回答について

前項により参加表明書を提出した者は、本事業の方針や要求する仕様等に関し、次の要領で質問することができる。

(1) 提出期間

令和4年7月1日（金）～令和4年7月8日（金）

(2) 提出方法

ア. 質問は、電子メールのみ（原則1回、質問事項をまとめて送付すること）で、質問書（様式5）を提出すること。提出時には、件名に「【質問：〇〇〇】八千代町防災行政無線プロポーザル質疑」（※〇〇〇は会社名）を入れて送信すること。なお、質問対象の引用文（文書名及び頁番号）及び質問内容を具体的に記載すること。

イ. 電子メールを送信後、到着を八千代町役場消防交通課防災危機管理室に確認すること。

ウ. 電子メールアドレス：bousai@town.ibaraki-yachiyo.lg.jp

(3) 質問に対する回答

参加資格者すべてに対し、電子メールにて回答する。質問事項が重複しているものについては、本町が整理して回答する。また、意見表明等、本工事の趣旨からかけ離れているものについての回答は本町の判断により行わない場合がある。なお、回答に当たって質問者名は公表しない。

質問回答：令和4年7月13日（水）（予定）

8. 技術提案書の提出について

(1) 提案の方針を簡単・明瞭に記載すること（様式6）

(2) 作成上の留意点

ア. 技術提案書には、技術提案誓約書（様式7）を添付すること。技術提案書は、A4横長・横書き両面印刷、長辺・上綴じで製本のうえ提出すること。なお、A3判を使用する場合はA4判の大きさを3ツ折にすること

イ. 技術提案書は、合計15ページ以内で簡潔に記載すること。表紙、目次、見積書はページ数に含まない。なお、A3判1ページは、A4判2ページと数えることとし、裏面が白紙の場合は、白紙面はページ数に含まないこととする。A4判については、白紙面も1ページと数える。

ウ. 文字の大きさは原則として10ポイント以上とする。

エ. 記述内容はできる限り平易な用語を用い、専門用語や略語は極力使用しないよう配慮するなど、提案内容の分かりやすさを重視すること。

(2) 技術提案書の構成

ア. 技術提案書は、「要求仕様書」の内容を踏まえて記載すること。

イ. その他提案すべきことがあれば追記できるものとする。

(3) 提出部数

正本 1 部 副本 13 部

(4) 提出期限

令和 4 年 7 月 20 日 (水) 午後 5 時 (必着)

(5) 提出方法

八千代町役場総務部消防交通課 防災危機管理室に持参するか、新型コロナウイルス感染防止対策により郵送も可とする。

窓口の受付時間：開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分 (正午から午後 1 時を除く)

(6) 第一次審査

提案者が 4 者以上の場合、技術提案書の内容を審査のうえプレゼンテーションに進む提案者を 3 者に絞る。その場合は第一次審査結果通知を全提案者に送付する。

第一次審査結果通知：令和 4 年 7 月下旬

(7) その他

ア. 提出された技術提案書等については、原則として提出後の差換え、変更、削除等を行うことは不可とする。なお、提出された技術提案書は返却しない。

イ. 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届 (様式 8) を提出すること。辞退届の提出は、郵送も可とするが、その場合電話で事前に連絡をすること。

9. 選考方法

技術提案書を審査するため、次のとおりプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者と次点者を選定する。また、提案者が 1 者のみの場合であっても、選定委員会において選定の可否を決定する。

(1) プレゼンテーションの開催日時及び開催場所

日 時：令和 4 年 8 月 2 日 (火) (詳細については、別途通知する。)

場 所：八千代町役場 4 階大会議室

(2) プレゼンテーションの内容

ア. プレゼンテーションは、1 者あたり説明 20 分、質疑応答 10 分とする。技術提案書、プレゼンテーションの内容及び見積金額等について総合的に選考する。

イ. プレゼンテーションにて音声合成の実演を行うこと。

(3) 注意事項

ア. プレゼンテーション当日は、プロジェクター及びスクリーンのみ当町が準備する。パソコン、その他説明に必要な機材がある場合は、提案者が用意すること。

イ. なお、VGA 端子 (ミニ D-sub15 ピン) ケーブル及び HDMI ケーブルを当町で用意し、提案者が持参したパソコンと接続することができるものとする。

ウ. 指定した時刻に遅れた場合は失格となる場合がある。

10. 選考結果通知

選考結果は、最優秀提案者と次点者を八千代町ホームページに掲載するとともに参加者全員へ書面にて通知する。

選考結果通知：令和 4 年 8 月 3 日 (水) ※予定

11. 契約内容の協議及び契約について

(1) 契約内容の協議

提出された技術提案書、プレゼンテーション等の内容に基づき、本町と最優秀提案者で契約内容の協議を行う。

(2) 契約締結

11(1)により、契約内容を協議し、本町と最優秀提案者とがその内容に合意した後に、最優秀提案者と本事業の見積合わせを行い、仮契約を締結する。本事業に係る契約は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により町議会の議決を要する案件であるため、最優秀提案者と決定された者と締結した仮契約は、議会の議決後に本契約となる。

また、提案において技術提案書の虚偽の記載、不正及び違反が認められる場合は、本選考結果は無効とする。

(3) 最優秀提案者との協議が決裂した場合の措置

最優秀提案者との協議の結果、契約の合意に至らなかった場合には次点者と協議を行うものとする。

(4) 最優秀提案者の辞退

最優秀提案者が正当な理由なく協議または契約を辞退する場合は、八千代町建設工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領を準用して、指名停止を行う場合がある。

(5) 入札保証金

免除する。

(6) 契約保証金

八千代町財務規則第 135 条により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。

(7) 免責事項

本町は当該案件が町議会で否決された場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

12. 留意事項

(1) 本提案に要する書類作成及び調査等の費用については全て提案者の負担とする。

(2) 提案者は業務の遂行上知り得た内容は他人に漏らしてはならない。

(3) 担当者の連絡先を必ず明記する。

(4) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には応じない。

(5) 提出されたプロポーザル技術提案書は、審査に必要な範囲において複製することがある。

(6) 選考の段階で提案の虚偽、不正及び違反が認められた提案者は直ちに失格とする。

(7) プロポーザル技術提案書の審査経過については一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(8) 参加表明書、プロポーザル技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、八千代町指名停止基準に基づく指名停止措置を行うことがある。

13. 事業担当課

八千代町役場 総務部 消防交通課 防災危機管理室

〒300-3592

茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1 1 7 0

電話：0296-48-1111（内線3410）

FAX：0296-48-0161

メール：bousai@town.ibaraki-yachiyo.lg.jp

担当者：堤、荒川